

平成19年3月20日（火）

於・農林水産省第2特別会議室

農業資材審議会第6回種苗分科会議事次第速記録

目 次

1、開 会	1
1、あいさつ	1
1、配付資料の確認	2
1、告示改正報告	3
1、議 事	
(1) 諮問事項説明	3
(2) 審議	6

開 会

○伊藤種苗課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから農業資材審議会の種苗分科会を開催させていただきます。

種苗課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、委員の皆様方におかれましては年度末で御多忙のところ本審議会分科会に御参集いただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、お集まりの委員以外に、島田委員、大政臨時委員、鬼頭臨時委員、小竹臨時委員、中村臨時委員、畠山臨時委員、八尋臨時委員の7名の委員の方々が所用により御欠席との御連絡をいただいております。

なお、現在、この種苗分科会は定数が20名でございますけれども、13名の委員の方々に御集まりいただいておりますので、農業資材審議会令によりまして本分科会が成立していることを御報告申し上げたいと思います。

あいさつ

○伊藤種苗課長 まず、会議を始めるに当たりまして、農林水産省を代表いたしまして吉田審議官から一言ごあいさつを申し上げますさせていただきます。

○吉田審議官 農水省の生産局担当審議官の吉田でございます。

委員の皆様方には年度末の大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから農政の推進に何かと御理解、御支援を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

御存じのように私ども農政は今、「攻めの農政」をキャッチフレーズにして進めているところでございますが、「攻めの農政」と言うときに重要な手段の一つになるのが知的財産でございます。知的財産の創造・保護・活用を戦略的にやっていく必要がある。これは農政だけではなく政府全体の方針でもあるわけでございますが、特に農水省はこれが重要であるということで、役所の中に知財戦略本部を設けまして、さまざまな知的財産につ

いての戦略を検討しているところでございますが、その中心を担うのが何といたしましても新品種の育成者権ではないかと思っております。

この新品種の育成者権につきましても、総合戦略、行動計画を策定する必要があるということから、昨年、法学者、弁護士、育成者権者等にお集まりいただきまして、植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会を開催いたしまして、権利侵害対策の強化や海外での権利取得の促進方策などを検討していただいたところでございます。

また、その検討会報告を受けまして、この国会において種苗法を改正し、権利侵害に対する訴訟上の救済措置を円滑化するための規定の整備、農業者や流通業者が登録品種であることを知らずに海外へ流出させることのないよう登録品種である旨の表示を努力義務化すること、それから輸出入業者などによります故意の侵害を抑制するための罰則の強化、こういった措置を講ずることとしておりまして、間もなく、予算が通れば審議いただけるものと考えております。

本日の分科会は、種苗法第2条第7項に基づきまして品種登録の要件である区別性を判断するための重要な形質について御審議いただくものございまして、具体的には後ほど説明させますが、稲及びだいの重要な形質について御審議をいただきたいと考えております。限られた時間でございますが、忌憚のない御意見を賜りますことをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

配付資料の確認

○伊藤種苗課長 それでは、あらかじめお手元に配付してございます資料の確認をさせていただきます。

まず座席表の次に議事次第が1枚入っております。その次が本分科会委員の名簿でございます。次に、資料1といたしまして「農林水産省告示の一部改正について」でございます。資料2が諮問書の写し、資料3が「農林水産植物の重要な形質の変更について」でございます。そのほか、参考資料といたしまして関係法令集をお手元に配付させていただいております。不足等がございます場合には事務局の方におっしゃっていただければと存じます。

告示改正報告

○伊藤種苗課長 それでは、審議に入っていただきます前に、前回の種苗分科会で御審議いただきました「ペラルゴニウム及びほおずきについての重要な形質の変更」について告示改正が資料1のとおり行われておりますので、これにつきまして簡単に御説明させていただきますと思います。

○小平審査室長 審査室長の小平でございます。

資料1をごらんいただきたいのですが、この文章は18年の5月末に生産局の方から各農政局に種苗法関係の改正事項を通知した内容でございます。

3ページをごらんいただきたいのですが、そこに黒枠で囲われた部分がございます。平成17年12月5日になりますが、本会議におきましてペラルゴニウムとほおずきの重要な形質について御審議いただきました。その結果、平成18年5月30日に施行ということで、それぞれ御審議いただいた内容を反映した重要な形質の追加をしておりますので、このような形で各方面に周知徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

○伊藤種苗課長 それでは、これからの議事進行につきましては土肥分科会長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

議 事

(1) 諮問事項説明

○土肥分科会長 土肥でございます。よろしくお願いたします。

それでは、早速でございますけれども、議事に入ります。

まず、本日の分科会についてですが、議事及び議事録を公開とさせていただいておりますので、その旨、どうぞ御承知おきください。

それでは、農林水産大臣から本審議会に対し、資料2のとおり諮問がございましたので、諮問事項であります「農林水産植物の重要な形質の変更」について、事務局より説明をお願いいたします。

○小平審査室長 ただいま分科会長からございましたように諮問書が資料2にございますけれども、重要な形質の変更の具体的内容につきましては資料3に掲げてございます。

資料3を1枚開いていただきたいのですが、今回御審議いただくものは、稲について化

学物質耐性の形質を追加したらどうかということと、だいこんにつきまして、さやの形質及び抽だい性の表記について検討していただきたいというものでございます。詳しい内容につきましては、正面にございますパワーポイントで御説明をさせていただきたいと思っております。また、お手元にブルーの資料を用意してございますので、それもあわせてごらんいただきたいと思っております。

先ほども出てまいりましたが、本審議会の意見を聴取しまして重要な形質を定めて公示することになっておりますが、この重要な形質とは品種を区別する基本の形質になります。

今回御審議をいただきたいと考えておりますのは、「稲」について化学物質耐性、「だいこん」につきましてはちょっと特殊な用途が出てきまして、若ざやを食用とし、さやの形状やさやの数、また「抽だい性」という表記についてどう考えるかといった点を御審議いただきたいと考えております。

まず「稲」の方につきまして御説明させていただきたいと思っております。

このたび農薬を開発されている企業から除草剤に対して薬剤の耐性を有する品種を育成したということがございました。これはP C系の除草剤と聞いておりますが、その適用試験の中で、これに強い品種が発見され、これを固定してきたということで、いわゆる突然変異育種でございますが、それによって開発された品種が出てきた。ところが、この品種はもとの品種と外見の特性は大きく変わらず、除草剤に対する耐性で明確な区別があるものであるということです。

写真にA、B、C、Dとありますけれども、Aは培地の中に除草剤を添加せずに出願しようと思う品種を植え付けてございまして、芽が出ております。BとCは除草剤を添加した培地に出願しようと思う品種を植え付けてございまして、芽が出ております。Dは除草剤を添加した培地に既存の原品種となった品種を植え付けてございまして、あまり芽が伸びていないということで、除草剤に対する耐性がB、Cで確認できる、こういったものでございます。

一方、U P O Vという会議におきましては除草剤耐性に関する形質についても議論が行われてございまして、そこではケミカルレスポンスという言葉を用いて、いわゆる化学物質耐性の中で除草剤耐性等が議論されております。今回の議論に当たりましては、言葉的に「化学物質耐性」という言葉で形質の中に加えたらどうかということが一つの提案でございまして。

次が利用のイメージです。稲のイメージ図がなかったものですから、これは大豆ですけ

れども、大豆が育っている中で左の写真のように除草剤をまいている。何日か後には、草だけ枯れて、耐性を持つ大豆は生育しているということでございます。ただ、大豆の場合は遺伝子組換えのものを利用したものになっていますが、我が国では大豆の遺伝子組換え品種については出願されておられません。

次のページは、散布後、耐性がある品種につきましては生き残っておりますが、除草剤の耐性がない品種については枯れてしまう、こういう利用のイメージになります。

これらを踏まえまして、次が「稲における重要な形質」でございます。現行が上にございますが、改正案として、「収量性」と「病害抵抗性」の間に「化学物質耐性」ということで形質を入れさせていただければどうかという御提案でございます。

続きまして、「だいこん」について御説明させていただきます。

だいこんの植物体の上部に種の部分がさやになって実っている写真がございまして、このたび国際農林水産業研究センター（JIRCAS）からさやとりだいこんが育成されているということで御相談があった件でございます。若いだいこんのさやを野菜として利用するというところでございます。これはアジアの地域、タイやインドでは実際に栽培されているということでございます。利用方法としては、サラダとして生食で食べられるとか、和え物とか漬物、天ぷら、炒め物など幅広く利用されているようでございます。食味としては、かいわれだいこんのように若干辛味があり、食感はみずみずしく、シャキシャキしていて歯ごたえがあるというイメージだそうでございます。

日本では実はタキイさんが2001年ごろに市販していたこともございますが、その品種は当方に品種登録をされておられません。現在は販売を中止されているのではないかとこの情報を聞いております。

このだいこんは、根があまり肥大しないようですが、長日とか高温条件下でも上部が伸びて開花し、若ざやをつけるということでございます。この写真の場合は、さやが15センチ程度で数珠状になるということでございます。したがって、今までだいこんというのは地下部の根が肥大したものをある程度対象にしてきていたのですが、このようなものが出てきておりますので、さやについての形質を御審議いただきたいことが一つでございます。

もう一つ、これは抽だいをすることが特徴ですが、今までの形質でありますと地下部がだいこんになる前に抽だい起きてしまって、いわゆる生産物にならない、そういった特性を「不時抽だい性」としておりましたが、このような品種が出てまいりますと、それを

全般的にどのようなとらえるかという検討が必要になるかと思っております。

次のページは「さやの形状（２）」と書いてありますが、これはとある植物辞典から引いたものでございまして、インドでは「rat's tail」と呼ばれているようで、このように、さやが長く伸びるものが実際に栽培されているということでございます。

次のページになりますけれども、現在抽だい性を有する農林水産植物の関係では、にんじん、たまねぎ、キャベツ等がございまして、その中では一般的に「抽だい性」という言葉が使われております。

このようなことを踏まえてまいりますと、だいこんの現在の重要な形質が上にありますが、その中に、さやにつきまして「さやの形状」と「さやの数」を形質としてつけ加えたらどうか。この場合、「さやの形状」につきまして実際の審査基準を作成するに当たりましては、さやの形、さやの長さ、さやの太さ、さやの色といったものを具体的に審査基準として定めるようなイメージを持っております。それから、抽だい性のところにつきましては、現在、だいこんの方では「不時抽だい性」と書いてございまして、一般的な「抽だい性」というふうに言葉を改正したらどうかという案でございまして。

最後のページでございまして。先ほどタキイさんの事例を紹介させていただきましたが、当時、このような袋で「サヤトリーナ」というものが販売されていたという参考情報でございまして。

簡単ですけれども、私からは以上でございまして。どうぞ御審議をよろしくお願いいたします。

○土肥分科会長 どうもありがとうございました。

（２）審 議

○土肥分科会長 それでは、まず稲につきまして、御専門でございまして佐藤委員、山岸委員から補足的な御意見をいただけますか。

○佐藤臨時委員 この場合の化学物質というのは自然環境にはないものということでよろしいのですか。それも含めて化学物質の耐性ということでよろしいのでしょうか。

○小平審査室長 私どもはそういった考え方でいいと思っておりますが、現在、UPOVの中では例えば人工的に作り出されているものを掲げてございまして。農薬とか植物調製剤的なもの、そういったものを念頭に議論が進んでおります。

○佐藤臨時委員 「化学物質耐性」の前に「環境耐性」とございますね。これとは直接は関係ないかもしれませんが、耐塩性とか耐酸性といったものはこちらの方に入ってくるわけですね。ここには入れないということによろしいですね。

○小平審査室長 はい。

○佐藤臨時委員 わかりました。そういう定義であれば、省力化等を図る上で除草剤耐性というのは非常に重要な形質だと思いますので、私としては、こういう基準を設けることは理にかなっていると思います。

○土肥分科会長 ありがとうございます。

化学物質耐性ということで充分区別ができるということによろしゅうございますか。

○佐藤臨時委員 はい。

○土肥分科会長 それでは、山岸委員、何かございますか。

○山岸臨時委員 よろしいと思いますが、御参考までに伺います。除草剤耐性ではなくて化学物質耐性にしたという御説明があったかと思うのですけれども、いろいろされている議論の中ではほかにどういうことを想定して化学物質と言うのでしょうか。

○土肥分科会長 農薬以外に、ですね。

○山岸臨時委員 といいますか、除草剤以外に。ちょっと教えていただきたいと思っていますので。

○小平審査室長 現在、UPOVの中では、除草剤の外に、Plant growth regulationと書いてありますが、植物成長調整剤、そういったものが議論されております。

○山岸臨時委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○土肥分科会長 事務局におかれては、見通しとして、今後さらに除草剤以外にこの中に入ってくるものとしては、今おっしゃったUPOVでの議論のほかにはないのですか。

○小平審査室長 現在のところ、我々として特別にこれ以外にターゲットを当てて育種をしているというようなことは情報としては持っておりません。

○土肥分科会長 わかりました。

山岸委員もこういう特性を入れることについては御賛成ですか。

○山岸臨時委員 はい、そのように思います。

○土肥分科会長 ありがとうございます。

それでは、だいこんです。だいこんは西村委員が御専門と伺っておりますけれども、何か御意見がございましたら、お願いいたします。

○西村委員 先ほど「さやの形状」というふうに表現してありましたが、内容をもう一度具体的な説明をお願いします。

○小平審査室長 「さやの形状」という形質を受けまして、具体的には審査基準の中でどのように検討するかということになりますが、さやの形、さやの長さ、さやの太さ、さやの色、こんなところが具体的な基準として考えられるのではないかと思います。

○西村委員 多分問題はないと思いますけれども、栄養学的に何かあるとしますと、種の数とか、そういうものが入ってくるかもしもれないですね。それは将来の話でしょうが。

それから、「不時抽だい性」を「抽だい性」に改めることについては異論ありません。

以上です。

○土肥分科会長 ありがとうございます。

さやの形状、さやの数で、色は入らないわけですね。

○小平審査室長 色は形状の中で見ます。

○土肥分科会長 そこの中で見るわけですね。

○小平審査室長 はい。

○土肥分科会長 西村委員の御意見に関連することになるかもしもれませんが。

それでは広く委員の方々の御意見をちょうだいできればと思いますが、いかがでございましょうか。

○雑賀臨時委員 稲の化学物質耐性ですけれども、これは審査基準で定められると思います。その場合、薬剤の名称が出てきて、この除草剤に対して耐性があるとかないというような形になるのかどうか。あるいは、除草剤を大雑把にひっくるめて除草剤耐性がどうかということになるのか。その点はいかがでしょう。

○小平審査室長 これから検討しようと思います。他の国の事例も参考になるかと思いますが、それぞれ何々系の除草剤というものがございまして、それをもって「耐性がある」とか「ない」という記述をしておりますので、そのようなことを参考に検討したいと思っております。

○土肥分科会長 よろしゅうございますか。

○雑賀臨時委員 結構です。

○土肥分科会長 ありがとうございます。

ほかに。

○桃木委員 除草剤の耐性ということですが、ここでやっている試験は、どういう系はど

のぐらいの濃度であるとか、そういう基準が幾ら探してもありませんでした。こういう品種を決めたりするときには、どのぐらいの耐性はどのぐらいの濃度なのかというものがP C系だったらP C系であるのかなと思ったのですけれども、そういうものはここでは審議しないんですか。

○小平審査室長 財団法人の日本植物調節剤研究協会、植調といわれるところがございまして、こちらの方で水稻除草剤試験実施基準を現在改訂中でございます。平成5年のものがありますが、これがまた改訂されておまして、これが除草剤試験の基準となるようなやり方ですので、これを参考に実施してまいりたいというのが基本的な考えでございます。

○土肥分科会長 よろしゅうございますか。

○桃木委員 はい。

○土肥分科会長 では、前嶋委員、どうぞ。

○前嶋委員 大豆の栽培風景を参考に出されていますが、大豆の場合の除草剤耐性についても化学物質耐性という表現で規定されていますか。

○小平審査室長 いえ、化学物質耐性と規定されるのは今回の稲が初めてでございまして、他の植物ではこのようなものはございません。先ほど私が説明しましたように、例えば遺伝子組換えの大豆は海外で流通していますが、これは日本に出願がなされておられませんので、私どもの形質の中には入っておらないというのが現状でございます。

○前嶋委員 表現の問題でちょっと気になるのは、百科事典を引いてきたら、「化学物質」という言葉そのものは、狭義の場合は人工合成物質という使い方をしてはいますが、一般的な使い方で行くと自然にあるものすべてが物質だという言い方もありますので、この場合、「化学物質耐性」という言葉を使ったときに、例えばここに並んでいる「環境耐性」の「環境」という概念の中にどの程度の物質みたいなものが関係するのでしょうか。例えばNO_xみたいなことがあるのかどうか。そこら辺の重複みたいなことがあるのかなのか、ちょっと気になると思っただけです。

○小平審査室長 先ほどもございましたが、いわゆる人工的につくられたものということで考えております。

○土肥分科会長 よろしゅうございますか。

ほかにいかがでございましょうか。

○田島臨時委員 全くの素人ですけれども、だいこんでさやのできる品種といたしますか、東南アジアで現在栽培されている一品種といたしますか、一系統のみですか。程度の差はあ

っても、ほかのだいこんもさやはつけるのですか。

○小平審査室長 先ほど私が説明しましたように、タイ、インド、パキスタン等でいろいろ栽培されているということですので、それぞれ系統みたいなものはあるとは思いますが、今回こういう形質が必要だと言ってこられたところは、タイの方から導入した集団を選抜して育成しているというふうに伺っております。

○西村委員 田島委員の今の御質問は、どんな品種でもさやができるかという御質問ですか。

○田島臨時委員 ええ、程度の差はあるでしょうが。

○西村委員 それでしたら、どんな品種でもできます。冬に種まきをして、春になれば必ずどの品種でも花茎を伸ばして花が咲き、さやができ、それが種になるわけです。

○土肥分科会長 その前に普通は収穫する。そういうことですね。

○西村委員 そうですね。この品種は若いさやを食用に供するということです。

○小平審査室長 私の説明があれでしたが、現在映っております右の写真は「既存品種」とありますが、今までのだいこんを種取り用に育てると、あの程度のさやがつくという絵でございます。

○桃木委員 どんな味がしますか。

○小平審査室長 味は、かいわれだいこんのような辛味で、食感のみずみずしく、シャキシャキした歯ごたえという情報でございますが、野原委員は御試食されたことがあるということでございますので、もしよければ。

○野原委員 だいこんの花は食用にすると意外においしい。菜の花は食べますけれども、だいこんは花が咲いたら地下部のところは食べられないものですから、みんな廃棄してしまうのですけれども、私などは種をとるために栽培するものですから花を咲かせるのが商売ですけれども、花が咲いても、食べると非常においしい。ですから、さやもおいしいのだと思います。日本では一般的ではありませんけれども、東南アジアでは一般的に食べられております。歯ざわりも結構いいだろうと思うのですが、一つでも日本の食生活に彩りが添えられればいいのではないかと思います。最近はだんだん暖かくなってきていますので、きょうも見ながら、こういうものを早くから食べられるのではないかと、いいことだなというふうに思ったわけです。

○土肥分科会長 ありがとうございます。

資料にあります、だいこんで「Munchen Bier」というのがあるそうですね。これによ

りますと、根っこも食べられるし、さやの方も食べる。ですから、ビールのつまみにいいのかもしれない。（笑）

○田島臨時委員 私は何年か前に石垣でこれを試食させていただいたけれども、確にかいわれだいでんみみたいな味で、辛味だいでん的な感じです。煮てもそんなに苦味は感じなかった。普通のだいでんでも、試してみると若いうちは同じような感じがします。ただ、非常にやわらかくて食べやすい。大根おろしをするよりもずっと楽だという感じがしました。そういう感じで、食感としては彩りを添えるのではないかという気がします。

○土肥分科会長 ありがとうございます。

いろいろな御意見をいただきましたけれども、皆さんの御意見を伺うと、区別性に関してこういった形質を入れるということについては御異存ない、御賛成のように承っておりますけれども、そういうことでよろしゅうございますか。

〔「結構です」の声あり〕

○土肥分科会長 ありがとうございます。

それでは、冒頭に説明がございましたように松岡農林水産大臣より農業資材審議会の会長に対して意見を求められているわけがございますけれども、そのことに対しまして、次のような形で案文をまとめてはどうかと思っております。

農業資材審議会会長から松岡利勝農林水産大臣にあてまして、タイトルとしては「種苗法第2条第7項の規定による重要な形質の指定について」といたしまして、内容は「平成19年3月20日付け18生産第8261号をもって諮問のあった標記の件については、妥当であると認める。」、こういう内容で答申案としたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○土肥分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、非常によい機会でございますので、この種苗分科会の内容に関して、あるいは日頃からの御意見がございましたら、ちょうだいしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

特にないようでございますので、以上で本日の分科会については終了させていただきたいと存じます。

分科会終了

